

【福島県】栄養士免許等の申請に係る必要書類について

※ 申請時に本人確認をいたしますので「身分証明書」をお持ちください。

新規に栄養士免許を福島県へ申請する場合

【栄養士免許申請】

栄養士免許申請書（第1号様式）
福島県収入証紙 5,800円分 ※ 貼らずにお持ちください。
下記のいずれか ※ 発行日から6か月以内のもの。 ● 「戸籍抄本」又は「戸籍謄本」 ● 本籍地が記載された「住民票」 ※ マイナンバー、住民票コードが記載されていないもの。 ※ 卒業証明書、履修証明書から氏名が変更している場合は住民票不可。
卒業証明書 ※卒業証書不可。
履修証明書 ※成績証明書不可。

名簿登録事項(氏名・本籍地都道府県名・性別)を変更した場合

免許証の原本がある場合

【名簿訂正・書換え交付申請】

栄養士名簿訂正・免許証書換え交付申請書（第2号様式）
福島県収入証紙 3,400円分 ※ 貼らずにお持ちください。
「戸籍抄本」又は「戸籍謄本」 ※ 発行日から6か月以内のもの。
栄養士免許証
★ 変更が生じた日から30日を過ぎて申請する場合「遅延理由書」

免許証を紛失(内容が確認できない汚損・破損含む。)した場合

【名簿訂正・再交付申請】

栄養士名簿訂正・免許証書換え交付申請書（第2号様式）
栄養士免許証再交付申請書（第4号様式）
福島県収入証紙 3,700円 ※ 貼らずにお持ちください。
「戸籍抄本」又は「戸籍謄本」 ※ 発行日から6か月以内のもの。
★ 汚損、破損の場合「栄養士免許証」
身分証明書
★ 変更が生じた日から30日を過ぎて申請する場合「遅延理由書」

免許証を紛失(内容が確認できない汚損・破損含む。)した場合

【再交付申請】

栄養士免許証再交付申請書（第4号様式）
福島県収入証紙 3,700円 ※ 貼らずにお持ちください。
★ 汚損、破損の場合「栄養士免許証」
身分証明書

福島県登録に限る。(福島県以外の場合、登録されている都道府県へ申請してください。)

《免許証の紛失等により登録年月日及び登録番号が不明な場合》

- ・登録内容の開示には身分証明書の確認が必要となりますので、電話等での対応はできません。
- ・登録内容は福島県庁へ問合せが必要なため、確認に時間を要する場合がありますので御了承ください。

《備考》

- ・福島県収入証紙は、郡山市保健所3階食品衛生協会でも販売しています。
- ・身分証明書は原則写真付き(運転免許証、マイナンバーカード、旅券等)とし、その他は複数の確認が必要となります。
- ・原則、申請や免許証の受け取りは本人ですが、代理人の場合は申請者の身分証明書の写しが必要です。併せて代理人の身分証明書を確認します。